

4 施策の展開

◎基本方針1：あらゆる場面での食育の推進

(1) 家庭における食育の推進

家族が食卓を囲んで共に食事をとりながらコミュニケーションを図ることは、食や生活に関する基礎を伝え、習得する場でもあり、食育の原点です。日常生活の基盤である家庭において、確実に食育を推進できるよう取り組みを進めます。

家庭での食事の機会が増える中、保護者や子供の食に対する理解を促進し、子供や若者の朝食欠食の改善や規則正しい生活、主食・主菜・副菜が揃った食事の実践等、栄養バランスがとれた望ましい食習慣等が実践できるよう取り組みを推進します。

① 妊産婦や乳幼児に関する栄養指導

・健康相談等により、妊産婦や乳幼児に対して、離乳食、アレルギー、味覚等に関する栄養指導や情報の提供を促進します。(子育て政策課)

・愛育会が行う声かけ運動により幼児期における食の知識の普及を図ります。(子育て政策課)

② 幼児の基本的な生活習慣の形成

・幼児教育番組の放映により家庭における基本的なしつけ等、食育を含む家庭教育支援情報を提供します。(生涯学習課)

③ 子どもの基本的な生活習慣の形成

・「早寝 早起き 朝ごはん」国民運動推進協議会の活動への協力等、規則正しい生活や朝食の欠食状況の改善を図ります。(生涯学習課)

④ 望ましい食習慣や知識の習得

・バランスのとれた食生活、特に食塩摂取量を控えた食事の実践を促進するため、栄養士会等を通じて、食生活指針、日本人の長寿を支える「健康な食事」、食事バランスガイド、食育ガイド等の普及を推進します。(健康増進課)

・料理教室の開催等により、男性の食育への積極的な参加、家庭における食生活の改善、食を通じた心の健全育成を図ります。(健康増進課)

⑤ 食に関する指導の充実

・食生活改善推進員等による、子どもから高齢者までを対象とした地域に根付いた食生活改善の取り組みを支援します。 (健康増進課)

・給食献立表や給食便り等の配布、親子料理教室や学校給食試食会等の取り組みにより、食育の普及を図ります。 (保健体育課)

(2) 学校、保育所等における食育の推進

学校、保育所等は、子どもの成長・発達段階に応じた食育推進の場として重要な役割を担っています。地域や家庭と連携しながら、食育指導の一層の充実に取り組み、子どもたちが生涯を通じて、健全な食生活が営めるよう、栄養教諭等を核とした食に関する指導や学校給食を「教材」とした食育を推進します。

① 食に関する指導の充実

・朝食の摂取等、望ましい生活習慣や食習慣を身につけさせるため、栄養教諭、学校栄養職員が中心となり、各学校で、学校、家庭、地域の連携による食育を推進します。 (保健体育課)

・地域全体で食育への理解を深めるため、子どもや保護者を対象とした食育啓発資料の作成等の取り組みを進めます。 (保健体育課)

・高校生や親子等を対象とした体験学習を通して、食や農業に関する関心を高め理解を促進する機会を提供します。 (農業技術課)

・学校給食等の情報を私立小・中・高等学校へ提供することにより、食育について理解を促進します。 (私学・科学振興課)

・児童生徒の実態に応じた指導プログラムを作成し、食物アレルギーや肥満等についての個別指導や集団指導を行うことにより、健康的な生活習慣の定着を図ります。 (保健体育課)

・消費者としての視点から食を主体的に選択する力(食の自己管理能力)を育む等、教育活動全体で発達段階や実態に応じた食に関する指導を充実させます。 (保健体育課)

② 学校給食の充実

- ・地域の農業生産者等と協力体制を築き、学校給食に地域の食材を利用した献立、郷土食、行事食、米飯給食等を積極的に取り入れていきます。（保健体育課）
- ・栄養教諭、学校栄養職員や学級担任等の指導により、児童生徒の地域の食文化に対する関心を高め、理解させるとともに、食に対する感謝の心を育てます。（保健体育課）
- ・学校給食において、地元や全国の郷土料理、姉妹都市の料理等を取り入れることにより、食文化の継承と豊かな味覚を育みます。（保健体育課）
- ・学校給食等での県産農産物の利用拡大を促進するため、生産者及び農業団体、流通関係者、栄養士等による情報交換を進めます。（保健体育課）
- ・県内の小中学校等における学校給食への県産牛乳の安定的な供給を推進します。（畜産課）

③ 人材の育成

- ・保育所（園）長や調理担当職員等に対し、乳幼児期にふさわしい給食の実践を推進し、給食の役割や食育の重要性、アレルギー対応等についての理解を促進します。（子育て政策課）
- ・栄養教諭の計画的な配置拡大、教職員の研修等において、食育に関する講座を位置づけ、研修内容の充実や食育指導体制の充実を図ります。（保健体育課）

④ 大学と連携した食育推進

- ・県と大学との連携した食育推進として、食に関する講義への県職員の出講、学生による食育推進ボランティア活動に係る研修の実施、公開講座の開催や、県産食材を活用した料理、健康に配慮したメニューの開発等を行います。（健康増進課、県民安全協働課）

（3） 地域における食育の推進

様々な家庭の状況や生活の多様化に伴い、家庭や学校以外の地域における生活の場面も食育推進の大事な場です。健康寿命を延伸する上で、生活習慣病の予防や高齢者の低栄養対策、若い女性のやせの減少に向けた適正体重の維持への理解促進、健康づくり、主食・主菜・副菜が揃った食事の実践のための普及啓発、健全な食生活の推進等の取り組みが必要です。

また、調理食品の利用増加により、食品関連事業者や職場（企業等）が県民の健康づくりや、健全な食生活の推進等に果たす役割は大きくなっています。様々な関係者が様々な機会をとらえ、地域における子どもから高齢者まで、県民一人ひとりの食生活の改善に向けて取り組みます。

① 栄養バランスがとれた食生活の実践

・高齢者のフレイル（虚弱）予防のため、主食・主菜・副菜が揃った食事等の望ましい食のあり方等を高齢者や介護者等に情報提供し、高齢者の食環境の改善を支援します。

（健康増進課）

・高齢者のフレイル（虚弱）予防のため、市町村が介護予防事業において栄養面の視点を含めた取り組みが実施できるよう助言し、高齢者の食環境の改善を支援します。

（健康長寿推進課）

・バランスのとれた食生活、特に食塩摂取量を控えた食事の実践を促進するため、栄養士会等を通じて、食生活指針、日本人の長寿を支える「健康な食事」、食事バランスガイド、食育ガイド等の普及を推進します。 ※再掲

（健康増進課）

・食生活改善推進員等による、子どもから高齢者までを対象とした地域に根付いた食生活改善の取り組みを支援します。 ※再掲

（健康増進課）

② 健康寿命の延伸につながる食育推進

・生活習慣病等の予防に向けた食生活の改善に関する情報提供や、生涯を通じた健康づくりの推進体制の整備を図ります。

（健康増進課）

・市町村、栄養士会、企業、食生活改善推進員等と協働した栄養、食生活の改善の取り組みを通して、メタボリックシンドローム予防を推進します。

（健康増進課）

③ 歯科保健活動における食育推進

・「歯と口腔の健康週間」、「山梨県民歯科保健のつどい」等における啓発活動、8020運動（生涯を通じた口腔の健康づくり）により、食生活を支える口腔機能の維持・向上の推進を図ります。

（健康増進課）

④ 食育推進のための人材の育成・活用

・栄養士、調理師、食生活改善推進員等への研修会等を開催し、地域における栄養相談や食生活改善の取り組みの充実を図るとともに、特定給食施設等への監視、指導、助言を通じて、食育の推進を図ります。

（健康増進課）

⑤ 企業による食育推進

・食育推進に取り組む食品関連事業者やNPO法人等を、「やまなし食育推進応援団」として登録し、県HP等で食育に関する活動の内容、事業所等の紹介等の情報を提供します。

（県民安全協働課）

(4) 食育県民運動の展開

食育の取り組みは、県民一人ひとりが意識し、生涯に渡って継続して取り組むことが大切です。食育を県民運動として展開していくためには、特に、食育に関心の薄い人や若い世代への働きかけを行い、一人ひとりが食育を実践するよう、周囲が支援するような環境づくりが大切です。

今後も、行政、関係者、ボランティア、企業等が、それぞれ推進に向けた体制を整え、相互に連携・協力しながら力を合わせて県民運動として活動を展開していきます。

① 食育に関する県民理解の増進

・「食育月間」に合わせ、啓発活動や食育情報の提供を行い、食育についての県民意識の醸成を図るとともに、市町村、家庭、学校、保育所、地域等と連携した取り組みを促進します。

(県民安全協働課)

・「食育月間」、「食育の日」等に合わせて各種広報媒体を活用して食育情報の提供を行うとともに、「健やか山梨21推進大会」、「山梨県民歯科保健のつどい」等のイベントでの啓発を通じて、食育についての県民意識の高揚を図ります。

(健康増進課)

② ボランティア活動等民間の取り組みへの支援

・「食育推進ボランティア」を登録し、その専門性を活かした食育活動の充実を図ります。

(県民安全協働課)

・NPO法人等による先進性や持続性、事業効果のある食育活動、民間団体によるボランティア活動を支援します。

(県民安全協働課)

③ 市町村食育推進計画との連携

・「食育月間」中に、県内各地で一斉に啓発活動を実施する等、市町村食育推進計画との連携を図りながら効果的な施策の推進を図ります。

(県民安全協働課)

④ 食育県民運動に資する情報の提供

・栄養士会による栄養相談事業、市町村広報誌への情報提供の取り組み、調理師会や食生活改善推進員会等による食育に関する情報提供の取り組みを推進します。

(健康増進課)

⑤ 食育や食品ロス削減に係る優良活動に対する表彰

・食の安全や食育の推進、食品ロス削減に取り組む団体や個人を表彰し、優良活動の周知により県民意識の高揚を図ります。

(県民安全協働課)

指標1

朝食を「食べない」「食べない日が多い」児童生徒の割合

現状値 (R4) (中2男子) 4.3% →目標値 (R10) (中2男子) 3.7%
(中2女子) 5.0% (中2女子) 4.5%

指標2

朝食抜くことが週3回以上ある若者(20~39歳)の割合

現状値 (R1) 24.5% →目標値 (R7) 15%以下

指標3

栄養教諭による地場産物を活用した食に関する指導回数

現状値 (R1) 月7.5回 →目標値 (R7) 月12回以上

指標4

学校給食における地場産物の使用割合(金額ベース)

現状値 (R1) 35.5% →目標値 (R7) 72.0%以上

指標5

県民(20歳以上)の1日の食塩摂取量

現状値 (R4) 10.6g →目標値 (R17) 8.0g未満

指標6

運動や食生活の改善に取り組んでいる人の割合(40~59歳)

現状値 (R1) 48.8% →目標値 (R7) 60%以上

指標7

食育推進応援団の登録件数(事業所)

現状値 (R1) 310件 →目標値 (R7) 335件以上

◎基本方針2：食による地域の魅力発信

(1) 「山梨県産」の地元消費の拡大

本県は農業が盛んに行われ、消費地と生産地が近く、農業が身近にあります。地元で生産された新鮮で安全な「山梨県産」農畜水産物を地元で消費する「地産地消」を進めることは、食が生産される農業への理解を深めるとともに、食に関する県民の理解と関心を高めることに繋がります。

イベント等での地産地消のPR活動の展開、農産物直売所の利用促進、環境に配慮した農業の推進等に取り組みます。

① 地産地消の推進

・様々なイベントやテレビ、ラジオ、新聞等のマスメディア、県政出張講座等を通じて、地産地消のPR活動を展開します。 (農政総務課、果樹・6次産業振興課、林業振興課)

・農産物直売所の利用を促進し、売上向上を図るため、消費者へ情報提供するとともに、直売所に対しても必要な情報を提供します。 (販売・輸出支援課)

② 環境に配慮した農業の推進

・環境にやさしい農業の実践に向け、有機農業や化学肥料、化学合成農薬の低減等をはじめとする環境保全型の農業生産方式の導入を推進します。 (農業技術課)

・環境に配慮して化学合成農薬や化学肥料の使用を減らした農産物のうち、一定の基準を満たして栽培された県産農産物を認証する「甲斐のこだわり環境農産物認証制度」を推進します。 (果樹・6次産業振興課)

(2) 「やまなしの食」の継承

地域に根付き先人たちより受け継がれてきた食文化のうち、次世代への継承に取り組んでいくものを「やまなしの食」として、令和元年度までに176品目認定しました。

核家族化が進み、家庭での継承が難しくなる中、学校や地域、ボランティア、事業者等が連携し、「やまなしの食」が確実に受け継がれるよう取り組みを進め、食による地域の活性化に役立てていきます。

① 「やまなしの食」の継承

- ・「やまなしの食」や特産品を活用した新たな料理について、由来やレシピ等を後世へ継承するため、データベース化に取り組みます。 (県民安全協働課)

② ボランティア活動や民間事業者等における取り組み

- ・「やまなしの食」や特産品を活用した新たな料理の普及・定着を図り、豊かな食文化を継承します。 (県民安全協働課)

③ 調理師会等との連携による食文化の継承

- ・調理師会や栄養士会、食生活改善推進委員会との連携により、食に関するイベント、料理教室等を通じて、郷土料理を紹介、活用し、食文化の継承を推進します。 (健康増進課)

(3) 魅力ある地域資源の活用

本県で生産される米や果実、野菜等の多様な農産物や畜・水産物は、「やまなしブランド」として育まれてきました。また、山梨県は日本のワイン発祥の地とも言われ、令和元年に「ワイン県」宣言を行っています。

本県の盛んな農業・農村は貴重な観光資源でもあります。学校や保育所等における農業体験や、消費者と生産者との交流イベント、農泊の取り組みを支援するとともに、ワインや県産食材を活用した食による地域の魅力を発信し、観光振興につなげていきます。

① 「やまなしブランド」の強化

- ・県産農畜水産物のブランド強化のため、卸売業者や小売業者等へのプロモーション活動を実施します。 (販売・輸出支援課)

- ・県産特産林産物の食のブランド確立に向け、販売促進等の取り組みを実施します。 (林業振興課)

② 「やまなしブランド」や県産食材を活用した食の発信

- ・物産展の開催等による販路拡大や観光キャンペーン、県HPによる情報発信を推進します。 (観光振興課)

- ・県産食材を活用した食のブランドの確立に向け、飲食関係者による新たなネットワーク組織を形成し、取り組みへの支援を行います。 (観光振興課)

・ワインや日本酒をはじめ、生産者が取り組むプロモーション・キャンペーン等の様々な活動を支援し、山梨県産食品の高品質化やブランド化、消費拡大に取り組むとともに、本県の風土が育んだ食文化として発信します。
(産業振興課)

③ 「ワイン県宣言」を活用した観光促進

・「ワイン県」宣言を契機に、県産食材の魅力のPRやワイナリーやワインに関連する情報を発信します。
(観光振興課)

④ 生産者と消費者との交流の促進

・市民農園、体験農園等の整備を促進し、生産者と消費者の交流の場を提供します。
(農村振興課)

・古民家や伝統食等の地域資源と農作業体験等を通じて、農業者と都市住民が交流できる農泊を推進します。
(農村振興課)

⑤ 農林業者等による食育の推進

・農林業者等が、学校、保育所等と連携し行う農林業に関する知識の提供や多様な体験の機会の提供等の活動を推進します。
(県民安全協働課)

指標7

食の伝承マイスター認証件数

現状値 (R1) 7 件 → 目標値 (R7) 20 件以上

※食の伝承マイスターとは、「やまなしの食」の優れた技術や知識の継承に取り組んでいるとして県が認証した団体、個人をいう

◎基本方針3：食品ロス削減の推進と体制づくり

(1) 家庭における食品ロス削減促進

食品ロスのおよそ半分は家庭から発生しています。県民がそのような現状やその影響、削減の必要性について理解を深め、それぞれの立場で食品ロスの削減に自発的に取り組んでいく必要があります。消費者に求められる役割や行動を研修会や啓発活動等により周知し、県民一人ひとりの効果的な取り組みを促進します。

① 食品ロスに関する消費者理解の促進

- ・食品ロスの状況や削減の必要性等についての理解を促進し、県民一人ひとりが日々の暮らしの中で食品ロスを削減するために自らができることを行動に移すよう促します。

(県民安全協働課)

② 消費者による取り組みの支援

- ・「ローリング・ストック法^{※1}」や「消費期限と賞味期限のちがい」、「外食時の食べきり」等、食品ロス削減の具体的な方法等を情報提供し、取り組みを促します。

(県民安全協働課)

③ 食品ロスの削減を担う人材の育成・教育

- ・学校の教科書や授業を通じて食品ロスの削減に関する理解と実践を促進します。

(義務教育課、高校改革・特別支援教育課、高校教育課)

- ・環境に与える消費活動の影響を自覚する消費者を育成するため、環境学習指導者（やまなしエコティーチャー）を派遣します。

(環境・エネルギー課)

④ エシカル消費^{※2}の普及啓発

- ・「エシカル消費（倫理的消費）」の普及啓発活動を実施し、一人ひとりの消費行動が社会に与える影響を考える、消費者意識の醸成を図ります。

(県民安全協働課)

⑤ 食品ロス発生量推計

- ・食品廃棄物の発生量及びその可食部率の補足並びにこれに基づく食品ロス発生量推計を継続的に実施します。

(環境整備課)

※1 ローリング・ストック法とは、食品を少し多めに買い置きし、食べたならその分を買い足すことにより食品を備蓄する方法をいう。

※2 エシカル消費とは、エシカル（ethical）を直訳すると、「倫理的」「道徳的」という意味。消費者が自分そして他の人や社会、地球環境、自然にとって良いものを選択しようとする消費活動をいう。

(2) 食品関連事業者等の食品ロス削減促進

食品ロスのおよそ半分は事業者から排出されています。サプライチェーン※全体で食品ロスの状況とその削減の必要性について理解を深めるとともに、消費者に対し、自らの取り組みを情報提供し、消費者と共に食品ロスを削減していく必要があります。

食品関連事業者等による、食品ロス削減のための取り組み事例の共有・周知を図りながら、生産、製造、販売等の各段階において発生している食品ロスの削減のための積極的な取り組みを推進します。

① 食品ロス削減に関する食品関連事業者等の理解の促進

・食品関連事業者に対し、サプライチェーン全体で食品ロスの現状や削減の必要性について理解を深め、日々の事業活動から排出される食品ロス削減に努めるよう促します。

(県民安全協働課)

② 食品関連事業者等が行う、食品ロス削減に資する取り組みの支援

・規格外や未利用の農林水産物の活用（加工・販売等）の取り組みを促進します。

(果樹・6次産業振興課)

・食品ロス削減のための「商習慣見直しの推進」や「外食時の食べ切りや持ち帰り」等、事業者の積極的な取り組みを推進すると共に、それらの取り組みに対する消費者理解の促進を図ります。

(県民安全協働課)

③ 食品関連事業者等による取り組みの見える化と消費者啓発の促進等

・食品関連事業者や外食事業者が取り組む食品ロス削減活動や消費者への啓発活動を他の事業者と共有し、活動の横展開を推進します。また、事業者が一体的な消費者啓発に取り組むよう呼びかけます。

(県民安全協働課)

・食品ロス削減に取り組む食品関連事業者を「食品ロス削減推進応援団」として登録し、県HP等で食品ロス削減に関する活動の内容、事業所等の紹介等の情報を提供します。

(県民安全協働課)

※1 サプライチェーンとは、原材料の「調達」から、商品の「製造」、「在庫管理」、「物流・流通」、「販売」といった、商品や製品が消費者に届くまでの一連の生産・流通プロセスをいう。

(3) 未利用食品等の有効活用に向けた支援

フードドライブやフードバンク活動は食品ロスの削減に直結するものであり、生活困窮者への支援等の観点からも意義のある取り組みです。未利用食品等が食品ロスにならないために、県民や食品関連事業者等に対してフードドライブやフードバンク活動への理解を促進するとともに、その活動の支援を行います。

① フードバンク活動・フードドライブ活動の周知

・未利用食品等の有効活用のため、消費者や事業者に対しフードバンク活動やフードドライブ活動の周知・啓発を行います。(県民安全協働課)

② フードバンク活動の支援等

・学校関係者や食品関連事業者等とフードバンク活動団体が連携するための取り組みを推進します。(生涯学習課、県民安全協働課)

・食品関連事業者等が安心して食品の提供を行えるよう、「フードバンク活動団体における食品の取扱い等に関する手引き」を周知します。(県民安全協働課)

・未利用食品が発生した場合に、子ども食堂を運営する団体、個人が食品を迅速に有効活用できるための支援を行います。(子ども福祉課)

③ 緊急事態に備えた準備

・感染症等の急な需要減による未利用食品発生に備え、日頃からフードバンク活動や子ども食堂等の活動を理解し、食品ロスにしないための取り組みができるよう啓発活動を行います。(県民安全協働課)

(4) 総合的に推進するための体制の整備

食品ロスの削減には、県、市町村、関係団体、民間事業者等が情報を共有し、各取り組みの連携を深めることが大切です。食品関連事業者や関係団体等の意見を十分に反映し、フードバンク活動団体を含め、関係機関が連携した取り組みを行うための体制づくりを行います。また、地域に密着した食品ロス削減を推進するため、市町村食品ロス削減推進計画の策定を促進します。

① 関係機関との連携と推進体制の整備

- ・県、市町村、関係団体、食品事業者等が連携し、食品ロス削減を推進するための体制を整備します。 (県民安全協働課)

② 市町村食品ロス削減推進計画の策定支援

- ・市町村食品ロス削減推進計画の策定支援を行い、市町村との連携を図りながら効果的な施策の推進を図ります。 (県民安全協働課)

(5) 食品ロス削減に向けた啓発活動の展開

食品ロスの言葉や意味については、県内の事業者や県民に広く知られ、削減のための取り組みが行われていますが、全国的には、毎日国民1人あたり茶碗一杯の食品が捨てられています。今後も、事業者や県民がそれぞれの立場で食品ロスの削減に自発的に取り組んでいくよう、優良活動に対する表彰や啓発活動等を展開していきます。

① 食品ロスに関する県民理解の増進

- ・「食品ロス削減月間」「食品ロス削減の日」にあわせ、啓発活動や情報発信を行うことで、消費者自らが食品ロスの削減を意識した消費行動等を実践する意識を醸成し、取り組みを促進します。 (県民安全協働課)

② ボランティア活動等民間の取り組みへの支援

- ・NPO法人等による先進性や持続性、事業効果のある食品ロス削減に関する活動、民間団体によるボランティア活動を支援します。 (県民安全協働課)

③ 食育や食品ロス削減に係る優良活動に対する表彰

- ・食の安全や食育の推進、食品ロス削減に取り組む団体や個人を表彰し、優良活動の周知により県民意識の高揚を図ります。 ※再掲 (県民安全協働課)

指標8

食品ロス削減推進応援団の登録件数 (事業所)

(新設) 目標値 (R7) 250 件以上

◎基本方針4：食に関する情報の提供

(1) 食品の安全性や栄養等の食生活に関する情報の提供

食に関する情報が氾濫する中で、健全な食生活の実践には、食生活や健康に関する正しい知識を持ち、自ら食品を選択していくことが必要です。このため、国等からの情報を迅速に収集し、市町村と連携する中で、県民にわかりやすく情報提供していきます。

① 基礎的な調査等の実施及び情報の提供

・県政モニターや各イベントでの食育アンケート、県民の栄養摂取状況や健康状態、生活習慣病等についての「県民栄養調査」、公立学校における健康診断や「新体力テスト・健康実態調査」等を食育推進施策の基礎資料とするとともに、必要な情報を提供します。

(県民安全協働課)

② リスクコミュニケーションの充実

・食育や食の安全・安心等についての意見交換会や情報提供等を通じて、県民の意見の収集や関係団体の取り組みを促進します。

(県民安全協働課)

③ 食品の安全性や栄養等に関する情報提供等

・県HPや消費生活情報誌「かいじ号」、各種パンフレット等により、食育活動事例や食品の安全性、栄養、食生活の改善について情報を提供します。

(県民安全協働課)

・食についての総合窓口「食品安全110番」を通じて、県民からの食の安全・安心全般の相談や苦情、情報提供等を受け付けます。

(県民安全協働課)

・県HP「やまなし食の安全・安心ポータルサイト」により、食品の安全性や栄養等食育に関する様々な内容を一元的に盛り込んだ情報を提供します。

(県民安全協働課)

・食品の取り扱いや食中毒防止のための講習会、県HPや広報等を通じて、食品の安全性や食品衛生の知識の普及を図ります。

(衛生薬務課)

・県「食品ロス削減に関するHP」を設置し、食品ロスの現状やそれぞれの役割、削減のための具体的な方法等、食品ロスに関する内容を一元的に盛り込んだ情報を提供します。

(県民安全協働課)

